

一般社団法人埼玉県社会福祉事業共助会慶弔共済事業規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県社会福祉事業共助会（以下「共助会」という。）定款第4条第5号に定める会員に係る慶弔に関する事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(慶弔共済金)

第2条 会員が次の事項に該当した場合は、別表1に掲げる区分により、慶弔共済金を給付する。

- (1) 永年勤続
- (2) 会員の結婚
- (3) 会員の傷病入院
- (4) 会員の死亡
- (5) 災害被災
- (6) 会員の子の誕生及び小学校入学
- (7) 配偶者又は一親等親族等の死亡

2 前項の規定にかかわらず、次の事項に該当する場合は、慶弔共済金を給付しない。

- (1) 前項の事由が、会員の資格取得後6ヶ月以内又は退職共済掛金納付期間が6ヶ月以内に発生した場合。ただし、会員の死亡による給付の場合を除く。
- (2) 前項の事由発生後1年超経過して、次条に定める慶弔共済金受給申請書が共助会に到着した場合。ただし、平成26年4月1日以降に対象となった、前項(1)永年勤続については除く。

(災害見舞金)

第2条の2 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に掲げる災害が発生した区域内に所属する法人等で、当該災害により会員の所属施設（事業所）に、半壊（半焼）、または床上浸水以上の被害を受けた場合は、別表2に定める基準に従い当該施設・団体に対して見舞金を贈る。

(受給申請手続)

第3条 会員が慶弔共済金の給付を受けようとするときは、事由発生から原則として1ヶ月以内に、その所属施設又は団体の長（以下「所属長」という。）を経て所定の様式による慶弔共済金受給申請書を共助会に提出するものとする。

2 前項の申請が、会員の死亡に起因するものであるときは、その会員の遺族が慶弔共済金を受給申請することができる。この場合、遺族の範囲及び給付を受ける順位については、労働基準法施行規則に定める遺族補償の例によるものとする。

(給付)

第4条 慶弔共済金は、前条による申請書が提出されたときから原則として1ヶ月以内に

所屬長を経由して申請者に支払うものとする。

(規程の変更)

第5条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、慶弔共済金の種類及び額に係る変更については、理事会議決後の総会において、定款第17条第1項に定める方法により承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 施行後2年間の特例措置として、平成16年4月以降の永年勤続対象者で申請もれ等により給付を受けていない会員は、申請することができる。

附則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 慶弔共済金給付区分（第2条関係）

給付対象事項	給付対象事項細目	給付金額	摘 要
(1) 永年勤続	会員として満10年	10,000円	
	会員として満20年	20,000円	
	会員として満30年	30,000円	
	会員として満40年	50,000円	
(2) 会員の結婚		20,000円	
(3) 会員の傷病入院	会員が7日以上入院	10,000円	
(4) 会員の死亡		50,000円	
(5) 災害被災	自己所有住宅の全焼、全壊又は流出	50,000円	・会員が現に居住する住宅に係る被災に限る。 ただし、地震、戦争及び暴動に起因する場合は、支給しない。
	自己所有住宅の半焼、半壊又は床上浸水	40,000円	
	借家等の場合で、動産の全部の焼失又は流失	30,000円	
	借家等の場合で、動産の大半の焼失若しくは流失又はこれに準ずる被災	20,000円	
(6) 会員の子の誕生又は小学校入学	子の誕生	10,000円	
	子の小学校入学	5,000円	
(7) 配偶者又は一親等親族等の死亡	配偶者の死亡	20,000円	
	一親等血族の死亡	10,000円	・実父母及び実子の他、法定血族として養父母及び養子を含む。(市町村への届け出を伴う死産を含む。)

(注) 被災状況の確認は施設長の証明による。

別表2 支給基準（第2条の2関係）

	要 件	見 舞 金 額
①	施設建物が全壊（全焼）した場合	30,000円
②	施設建物が半壊（半焼）又は床上浸水以上の被害を受けた場合	20,000円
③	複数の施設を有する加入団体が2以上の施設で上記①又は②に該当した場合	上限50,000円。但し、理事会の協議による。